

令和7年度（2025年度）

金沢大学法科大学院

入学試験問題

憲 法

C日程入試

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は3枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 解答にあたっては、どの問題から解答しても構いません。ただし、どの問題についての解答であるのかを答案中に明示してください。

令和7年度（2025年度）金沢大学法科大学院入学試験問題

試験科目	憲	法
------	---	---

以下の問題について解答しなさい。

問題1（20点）

次の事例を読み、[問い]に答えなさい。

Aは、生来から強い正義感を持ち、インターネット上に開設した個人ブログ（以下、「Aブログ」という）において、定期的に社会問題についての批判的記事を投稿している個人ブロガーである。Aブログにおいては、これまで広告料収入などの特定利益は発生していない。

Aは、AブログのフォロワーであるBから、Bが店長を務めており、全国規模で展開を進めているカレーチェーンCの代表取締役社長Dに窃盗の常習癖があり、「Dが、地元の家電量販店Eにおいて商品を万引きしたところを店員に取り押さえられたが、Eとは示談となり不起訴になった」という内容の情報提供を受けた。その後、Dが地元の市議会議員選挙への出馬を表明したこともあり、AはDに対する調査を開始した。Aは、Cの社員であるFから「Dは若い頃から手癖が悪く、これまでも数回、窃盗の容疑で検挙されていることは、C本社内において有名である」といった証言を得るなどした。また、Aは、Dの窃盗疑惑を取り上げているインターネット上の関連記事を調査したが、これらの記事の内容が真実であると確信したため、それらの真偽に関してC本社および関係者への裏取り取材などは特に行なわなかった。

Aは、市議会議員選挙への出馬を表明しているDによる犯罪疑惑は広く周知されるべき社会的事実であると考え、Aブログにおいて、「選挙への出馬も表明している社長Dの黒い噂」と称した内容の記事を投稿し（以下、「本件記事投稿」という）、同記事においてDによるEでの窃盗事件を事実として取り上げた。しかしながら、Aは、実際にDがEにおいて窃盗を行なったという事実を以降も立証することはできなかった。そのため、Aは、本件記事投稿によってCおよびDの社会的評価を低下させたとして刑法230条1項の名誉毀損罪に基づき起訴された。

[問い]

上記の事案に関する憲法上の問題点について、関連する判例に言及しつつ論じなさい。

問題2 (5点)

憲法尊重擁護義務の主体として、①公務員および②国民がそれぞれ該当するか否かについて、その憲法上の論拠にも触れつつ説明しなさい。